

C-1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業概要

津波被災地においては、東日本大震災復興交付金を活用して新たに取り組む農地整備事業により、ほ場の大区画化等の生産基盤整備を行い、農地の面的な集約及び経営規模の拡大による**競争力ある経営体の育成**を支援します。

さらに、沿岸部に点在する防災集団移転促進事業による市町の買取宅地跡地の取り込みを行い、土地改良法の換地制度を活用しながら**土地利用の整序化**を図り、公共用地の創設など被災市町の復興計画の具現化に寄与します。



新規地区：13地区（計画）（6市町）

競争力のある経営体を育成

▶ ハード整備（農地整備事業）

農地整備事業実施地区において、生産性と収益性の高い土地利用型農業を実現し、大規模かつ競争力の高い経営体を育成する方策として、ほ場のさらなる大区画化を加速する「新たな標準設計」を策定しました。



※設計内容は地元の選択により地区毎に異なります。

併せて水管管理、草刈作業などの管理作業の大幅な軽減化、乾田直播等の営農方式への移行による、さらなる労働生産性の向上の実現を目指します。

排水路の管路化

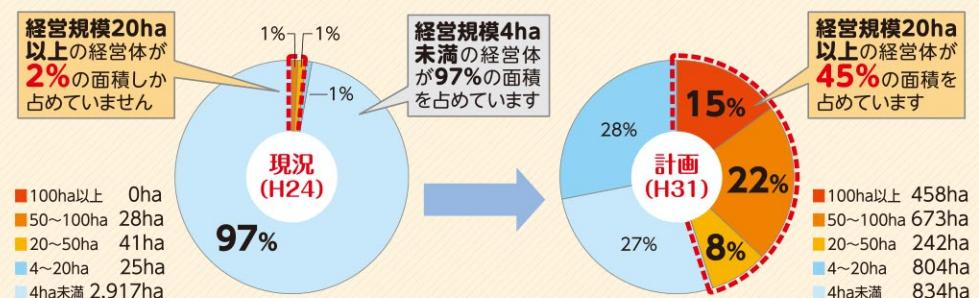


設置された取水口（給水栓）（岩沼地区）

▶ ソフト支援（農業経営高度化支援事業）

農地整備事業のソフト支援として、担い手への農地利用集積や、競争力のある経営体の育成を推進し、将来にわたり持続可能な農業の振興を図ります。特に、被災が著しい地域では農地集積が急速に進んでおり、大規模経営体の組織体制の整備と営農計画の作成等の支援を行います。

新規農地整備事業地区内における経営規模別経営面積

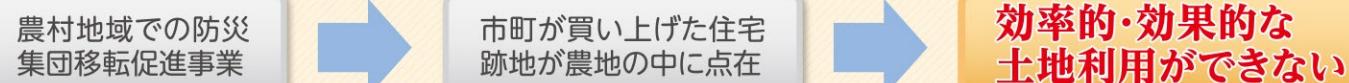


亘理町復興基盤整備
担い手支援委員会設立総会（亘理町）

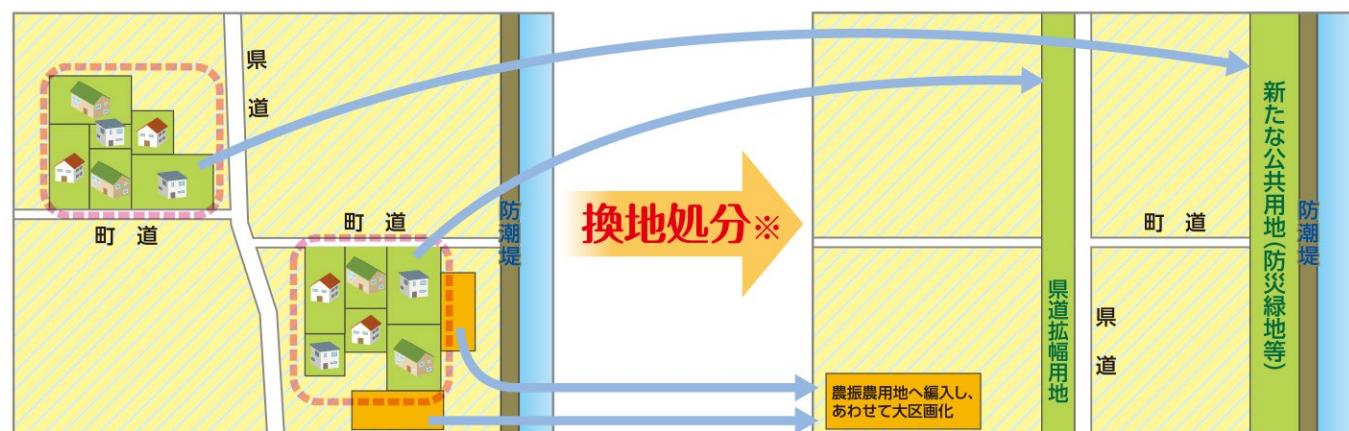
土地利用の整序化

農山漁村地域復興基盤総合整備事業により、市町の震災復興計画の実現に向け、農地の大区画化や農業用施設の整備にとどまらず、沿岸部農村地域の再構築に取り組みます。

防災集団移転促進事業により、市町に買収された点在する宅地跡地は、本事業に取り込むことにより面的な集約を図ることが可能となり、防災緑地や防災公園、避難道路など、公共用地として有効な活用が可能となります。



土地改良換地制度を用いた土地利用の整序化のイメージ



- ：防災集団移転促進区域
- ：住宅跡地（市町買上）
- ：農振農用地（青地）
- ：農振農用地以外の農用地（白地）

※換地処分＝工事により土地の区画が変更される事業の中で、工事前の土地（従前の土地）と、これに対応して配分された工事後の新しい区画の土地（換地）とを法律上同一のものとみなし、従前の土地に設定されている権利関係を、土地の変更と一緒にうつす法制度のことです。